

## 【資料 2】身体障害者福祉専門分科会・審査部会

京都府社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会及び同審査部会の概要

	身体障害者福祉専門分科会	審査部会
設置根拠	社会福祉法第11条	社会福祉法施行令第3条
目的	身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため	身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため
委員構成	社会福祉審議会の委員及び専門委員のうちから、委員長が指名する	身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び専門委員のうちから、委員長が指名する
委員数	現在18名	現在17名
任期	3年。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 現行任期：令和6年7月1日～令和9年6月30日	
開催回数	年4回（2、5、8、11月の最終月曜日 午後2時～）	
諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定に関する事項</li> <li>▶ 障害者総合支援法第59条第1項の規定による医療機関の指定に関する事項</li> <li>▶ 身体障害者手帳に係る障害程度の審査に関する事項</li> <li>▶ 障害程度委員審査結果による却下に関する事項</li> <li>▶ その他身体障害者の福祉に関する事項</li> </ul>	
嘱託医師 審査等	嘱託医師への審査依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 肢体不自由障害 月4回</li> <li>▶ 心臓機能障害 月1回</li> <li>▶ 呼吸器機能障害 月1回</li> </ul>	
	身体障害者福祉専門分科会委員への持ち回り審査 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 上記3障害以外 月1回（専門分科会の開催月を除く）</li> </ul>	

(別紙)

## 令和5年度 審議結果について

京都府社会福祉審議会  
身体障害者福祉専門分科会  
及び同審査部会

### 1 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定について

諮問件数	審査結果		
	適当	不適当	一部不適当
103件	99件 (新規94件) (変更5件)	0件	4件

### 2 障害者総合支援法第59条第1項の規定による医療機関の指定について

諮問件数	審査結果		
	適当	不適当	保留
8件	8件 (新規3件) (変更5件)	0件	0件

### 3 身体障害者手帳に係る障害程度の審査について

障害種別	諮問件数	該当	7級	非該当	等級変更なし	医師照会	その他
視覚障害	7	4				3	
聴覚、平衡、音声・言語及びそしゃく機能障害	32	26				6	
肢体不自由							
心臓機能障害							
じん臓機能障害	14	10				4	
呼吸器機能障害							
ぼうこう・直腸機能障害	5			1			4
小腸機能障害	1						1
HIVによる免疫機能障害	1	1					
肝臓機能障害	11	10		1			
計	71	51		2		13	5

### 4 障害程度委員審査結果による却下について

障害種別	諮問件数	該当	7級	非該当	等級変更なし	医師照会	その他
視覚障害							
聴覚、平衡、音声・言語及びそしゃく機能障害							
肢体不自由	9		5	3	1		
心臓機能障害	1				1		
じん臓機能障害							
呼吸器機能障害	2	1		1			
ぼうこう・直腸機能障害	4			4			
小腸機能障害	1			1			
HIVによる免疫機能障害							
肝臓機能障害	1			1			
計	18	1	5	10	2		

# 障害者手帳の交付状況

## 【身体障害者手帳交付者数】

[全体の状況]

(令和5年度末現在 単位:人)

	京都府			京都市			計		
	障害者	障害児	合計	障害者	障害児	合計	障害者	障害児	合計
視覚障害	4,475	23	4,498	5,115	22	5,137	9,590	45	9,635
聴覚平衡機能障害	6,460	95	6,555	5,848	109	5,957	12,308	204	12,512
音声言語機能障害	835	5	840	698	9	707	1,533	14	1,547
肢体不自由	32,781	439	33,220	32,867	338	33,205	65,648	777	66,425
内部障害	23,161	137	23,298	22,303	141	22,444	45,464	278	45,742
計	67,712	699	68,411	66,831	619	67,450	134,543	1,318	135,861
上記の内	重度者 (1・2級)	26,060 38.5%	479 68.5%	26,539 38.8%		28,266 41.9%			54,805 40.3%
	高齢者 (65歳以上)			55,877 81.7%					

[年次推移(京都市を除く)…重度化・高齢化]

(各年度末現在 単位:人)

	29	30	31	2	3	4	5	H29～R5増減		
	視覚障害	4,352	4,384	4,462	4,478	4,480	4,498	4,498	146人	3.4%
聴覚平衡機能障害	6,149	6,247	6,278	6,321	6,358	6,471	6,555	406人	6.6%	
音声言語機能障害	852	874	871	870	859	848	840	△12人	-1.4%	
肢体不自由	34,844	34,755	34,692	34,561	33,795	33,500	33,220	△1,624人	-4.7%	
内部障害	21,616	22,144	22,575	22,808	22,798	23,036	23,298	1,682人	7.8%	
計	67,813	68,404	68,878	69,038	68,290	68,353	68,411	598人	0.9%	
対前年比増減	163	591	474	160	-748	63	58			
上記の内	重度者 (1・2級)	26,922 39.9%	26,880 39.9%	26,988 39.7%	27,132 39.3%	26,607 39.0%	26,543 38.8%	26,539 38.8%	-383人	-1.4%
	高齢者	53,942 78.2%	54,794 79.0%	55,468 79.5%	55,820 80.3%	55,374 81.7%	55,583 81.0%	55,877 81.2%	1,935人	3.6%
	18歳未満	781 1.2%	772 1.2%	771 1.1%	752 1.1%	725 1.1%	711 1.0%	699 1.0%	-82人	-10.5%

## 【療育手帳交付者数】

[全体の状況]

(令和5年度末現在:単位 人)

	京都府			京都市			計		
	障害者	障害児	合計	障害者	障害児	合計	障害者	障害児	合計
A判定	4,339	745	5,084	4,103	992	5,095	8,442	1,737	10,179
B判定	5,806	1,841	7,647	6,526	6,156	12,682	12,332	7,997	20,329
計	10,145	2,586	12,731	10,629	7,148	17,777	20,774	9,734	30,508
A判定比率	42.8%	28.8%	39.9%	38.6%	13.9%	28.7%	40.6%	17.8%	33.4%

[年次推移(京都市を除く)]

	29	30	31	2	3	4	5	H29～R5増減		
合計	11,158	11,433	11,589	11,786	12,067	12,416	12,731	1,573人	14.1%	
対前年増減比	320	275	156	197	281	349	315			
A判定比率	41.0%	40.9%	41.1%	40.7%	40.6%	40.3%	39.9%			
内訳	障害者	8,887	9,078	9,216	9,437	9,688	9,966	10,145	1,258人	14.2%
	障害児	2,271	2,355	2,373	2,349	2,379	2,450	2,586	315人	13.9%

## 【精神保健福祉手帳交付者数】

[全体の状況]

(令和5年度末現在:単位 人)

	京都府	京都市	計
1級	478	1,912	2,390
2級	4,508	12,881	17,389
3級	5,016	8,420	13,436
計	10,002	23,213	33,215

## 障害者・障害児総合計画とは

- 【計画趣旨】 京都府が講ずる障害者施策に関する総合的な計画として、障害者基本計画(障害者基本法第11条第2項)、障害福祉計画(障害者総合支援法第89条第1項)、障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22第1項)を一体的に定めるとともに、読書バリアフリー法の内容を盛り込み策定
- 【計画期間】 令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間
- 【対象者】 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害含む。)その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

## 基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができるよう、次の社会を目指します。

- (1) 障害のある人もない人も地域の担い手となり、地域で安心して暮らせる社会
- (2) 希望に添って働き続けることができる社会
- (3) 生涯学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会

## 施策の基本方向

### 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」等に基づき、障害及び求められる配慮等に関する理解の促進や、障害のある人とない人の相互理解を深めるための広報・啓発活動を実施するとともに、相互の交流を促進

条例及び障害者差別解消法等に基づき、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するための取組を進めるとともに、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人等の権利擁護のための取組を着実に推進

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

### 2 安全・安心な生活環境の整備

障害のある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進等、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進を通じ、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進

- (1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
- (2) 住宅の確保
- (3) 移動しやすい環境の整備等
- (4) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進

### 3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援及び読書バリアフリーの充実

障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害のある人に配慮したサービスの提供等の取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進

障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成やサービスの利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実

また、障害の有無に関わらず全ての方が等しく読書を通じて文字・活字文化に触れることができるよう取組みを推進

- (1) 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実
  - ① わかりやすい情報の提供
  - ② 意思疎通支援の充実
  - ③ 選挙等における配慮等
  - ④ 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (2) 読書バリアフリーの充実<新規>
  - ① 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制整備
  - ② インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
  - ③ 特定図書・特定電子図書等の作製支援
  - ④ 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援
  - ⑤ 製作人材、図書館サービス人材の育成

## 4 防災、防犯等の推進

障害のある人が地域社会において、安心して安全に暮らすことができるよう、防災対策を推進するとともに、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

## 5 保健・医療の推進

障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、支援体制の充実を図るとともに、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行う。

- (1) 保健・医療の充実等
- (2) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (3) 難病等に関する保健・医療施策の推進
- (4) 精神保健・医療の適切な提供等
- (5) 依存症対策の推進

## 6 自立した生活の支援・意思決定支援の充実

自ら意思を決定及び表明することが困難な障害のある人に対し、必要な意思決定支援を行うとともに、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、ライフステージに沿った様々な生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備を進めるとともに、障害のある人の自己選択や自己決定が尊重される利用者本位の支援を促進

- (1) 意思決定支援の充実
- (2) 相談支援体制の整備
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子どもに対する支援の充実
  - ① 重層的な地域支援体制の構築
  - ② 医療的ケア児・重症心身障害児に対する支援体制の整備  
**※医療機関と連携した支援体制の推進**
  - ③ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築等
  - ④ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
  - ⑤ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (5) 発達障害児者への支援の充実
  - ① 乳幼児期における早期発見・早期療育支援の実施
  - ② 医療提供体制の充実 **※医師の連携体制が進む仕組みの構築**
  - ③ 相談体制の充実 **※専門職（保健師、臨床心理士等）の育成**
  - ④ 関係機関相互のネットワーク形成及び普及啓発等の推進
- (6) 障害福祉サービスの質の向上等
- (7) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等
- (8) 障害福祉を支える人材の育成・確保

## 7 雇用・就業、経済的自立の支援

働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、福祉的就労の工賃の水準が向上するような支援等を通じて、福祉的就労の充実を促進

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 福祉的就労の充実
- (6) 京都式農福連携の推進

## 8 生涯を通じて学び続けられる環境の整備

障害の有無によって分け隔てられることなく、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、障害のある人が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一人として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための施策を推進

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習などを通じて、障害のある人とない人との相互理解を促進

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
- (4) 交流及び共同学習の推進

## 9 文化芸術やスポーツ等を通じた活動や機会の創出

障害のある人の文化芸術活動及びスポーツへの参加を通じて、障害のある人の生活を豊かにするとともに、府民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加を促進

- (1) 文化・芸術活動の振興
- (2) スポーツ、レクリエーション活動の推進

## サービス見込量

### 障害福祉サービスの種類ごとに必要なサービス見込量を設定

障害者等を対象としたサービス	障害児を対象としたサービス	相談支援
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 訪問系サービス</li> <li>② 生活介護</li> <li>③ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)</li> <li>④ 就労選択支援</li> <li>⑤ 就労移行支援</li> <li>⑥ 就労継続支援(A型、B型)</li> <li>⑦ 療養介護</li> <li>⑧ 短期入所</li> <li>⑨ 就労定着支援</li> <li>⑩ 自立生活援助</li> <li>⑪ 共同生活援助</li> <li>⑫ 施設入所支援</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 児童発達支援</li> <li>② 放課後等デイサービス</li> <li>③ 保育所等訪問支援</li> <li>④ 居宅訪問型児童発達</li> <li>⑤ 福祉型障害児入所支援</li> <li>⑥ 医療型障害児入所支援</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 計画相談支援</li> <li>② 地域移行支援</li> <li>③ 地域定着支援</li> <li>④ 障害児相談支援</li> </ol>

## 各圏域の課題

項目	課題
高齢化・過疎化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化する障害のある人への支援体制の整備</li> <li>・親世代の高齢化、親亡き後の支援体制の整備</li> </ul>
地域移行や生活支援を支える各種障害福祉サービスの基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居系施設(グループホーム等)ハード整備</li> <li>・相談支援体制の強化</li> <li>・精神障害のある人等にも対応した地域包括システムの構築</li> <li>・事業所の基盤整備、連携、相談体制の充実</li> <li>・緊急時の受入体制の整備・充実</li> </ul>
就労支援・工賃向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就労に対する企業の理解促進、啓発</li> <li>・就労後の職場定着支援</li> <li>・製品の付加価値向上、商品開発、販路拡大</li> </ul>
社会への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会への地域の理解促進・普及啓発</li> </ul>
人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の人材確保や育成、研修機会充実</li> <li>・職場環境づくり</li> </ul>
災害時対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所等の整備</li> <li>・地域住民による支援</li> </ul>

## 各圏域の課題

項目	課題
障害児支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害の早期発見・早期支援ができる体制の整備や関係機関の連携</li> <li>・相談支援体制の整備・体制強化</li> <li>・支援ファイルの有効的な活用</li> <li>・児童発達支援センターの整備</li> <li>・医療的ケア児の環境整備(医療、保健、教育、福祉分野の連携)</li> <li>・短期入所、日中活動の場の拡充</li> <li>・児童発達支援、日中一時支援、保育所等訪問の充実</li> <li>・医療的ケア児対応事業所、レスパイト入院先不足</li> <li>・災害時・緊急時の対応</li> </ul>
就学期における支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービス事業所の拡充・質の向上</li> <li>・卒業後の就労支援</li> <li>・小中高での切れ目のない支援</li> <li>・特別支援学級通級児の放課後児童クラブ等受入先の拡充</li> <li>・医療的ケア児の通学支援の整備</li> </ul>

## 入所定員総数

	R6	R7	R8
障害者入所施設	2,353	2,353	2,353
障害児入所施設	108	108	108

## 地域生活支援事業の実施

- ① 専門性の高い相談支援事業
- ② 意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業
- ③ 広域的な支援事業
- ④ サービス・相談支援者・指導者育成事業
- ⑤ 任意事業・地域生活支援促進事業

## 人材確保・サービスの質の向上

- ① 人材の養成・確保
- ② サービスの質の向上等

## 主な成果目標

施策項目		R8数値目標	R4実績
福祉施設入所者の地域生活への移行		140人以上 (R6~R8(累計))	56人 (R3~R4(累計))
入院中の精神障害者の地域生活への移行	退院後1年以内の地域における平均生活日数	330日以上	325日
	入院後3ヶ月時点の退院率	68.9%以上	55.0%
	入院後1年時点の退院率	91.0%以上	87.8%
	1年以上長期入院患者数(令和5年6月時点)	2,196人	2,388人
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行	540人以上	405人
	就労定着支援事業の利用者数	450人以上	—%
	就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	—%
農福連携事業所の工賃(賃金)支払総額		230,000千円	200,485千円